



## 血液事業の基本方針

血液法の基本理念に基づき以下の基本的な方向が示されています。

### 安全性の向上

- 血液の採取、製造、供給から使用に至るまでの安全性の更なる向上。

### 国内自給原則、安定供給の確保

- 倫理性、国際的公平性の観点から、国内で使用される血液製剤が、原則として国内献血により得られた血液を原料として製造される体制の整備。
- 医療の需要に的確に応えられる安定供給体制の整備。

### 適正使用の推進

- 献血血液が貴重なものであること及び感染リスクから、適正使用を推進する。

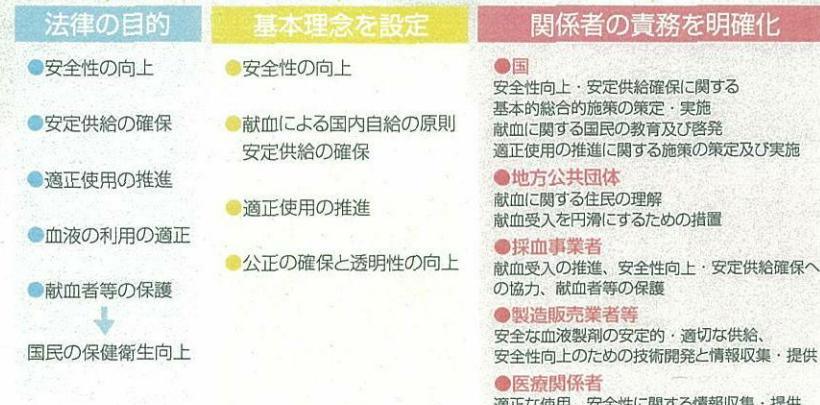
### 公正かつ透明な実施体制の確保

- 献血者の善意に応え、国民の理解と協力を得られるような情報公開。



## 血液事業と血液法

### 血液法 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」



## 血漿分画製剤の表示について

血漿分画製剤には以下の表示がなされています。この表示は、製剤を使用する患者さんやご家族の方などに選択の機会を提供するためのものです。

### 「献血」・「非献血」の表示

「献血」とは、「自発的な無償供血」を意味します。

自発的な無償供血とは、供血者が血液、血漿、その他の血液成分を自らの意思で提供し、かつそれに対して、金銭または金銭の代償と見なされる物の支払いを受けないことをいう。この支払いには休暇も含まれるが、供血及び移動のために合理的に必要とされる休暇は含まれない。少額の物品、軽い飲食物や交通に要した実費の支払いは、自発的な無償供血と矛盾しない。

(1991年国際赤十字・赤新月社決議)

